

雇用保険の適用拡大

平成29年1月1日より雇用保険の適用範囲が拡大されました。その中で65歳以上の方の雇用保険適用について簡単にご説明します。

65歳以上でも雇用保険の適用対象になりました。

改正前

- ・65歳以降に雇用された場合は雇用保険の適用対象外。
 - ・同じ会社に65歳以前から引き続き雇用されている人は「高年齢継続被保険者」という扱いになり、その後離職して求職活動をする場合には「高年齢求職者給付金」というかたちで失業保険が支給されていました。
 - ・雇用保険料の徴収は64歳以上の人には免除。

改正後